

申請に対する処分

処分名	公共下水道事業受益者負担金の減免
根拠法令	奄美市公共下水道事業受益者負担金条例第8条
所管課	下水道課

1 審査基準

申請を行うことができる人または団体

賦課対象区域内の受益者

申請の方法

「公共下水道事業受益者負担金減免申請書」(奄美市公共下水道事業受益者負担金条例施行規則第9条に規定)を提出する。

許認可等の要件

別紙「奄美市公共下水道事業受益者負担金減免基準」に該当すること。

2 標準処理時間

7日

別紙

奄美市公共下水道事業受益者負担金減免基準

対象となる土地等		減免率	摘要
1 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地		(%) 100	道路, 公園, 河川水路, 広場等
2 国又は地方公共団体が所有し, 又は使用している土地	(1) 学校用地(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	75	小学校, 中学校, 高等学校, 幼稚園等
	(2) 社会福祉施設(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	75	保育所, 母子寮, 老人ホーム等
	(3) 警察, 法務収容施設	75	拘置所等
	(4) 一般庁舎用地	50	裁判所, 警察署, 保健所, 市役所等
	(5) 病院用地	25	県立病院等
	(6) 企業用財産用地	25	営林署, 水道局等
	(7) 公務員宿舍用地	25	

	(8) 普通財産用地	0	
	(9) 文化財用地	100	古墳,遺跡等で指定されたもの
	(10) 公共の用に供する予定となっている土地	100	
	(11) その他の公用財産用地	75	公民館,体育施設及びこれに準ずる施設用地
3	生活保護法(昭和25年法律第144号)により,生活扶助を受けている者の所有又は使用する土地	生活扶助期間中の期別納付額	100
4	生活扶助を受けている者に準ずると認められる生活困窮者	生活困窮状態が継続期間中の期別納付額	50
5	公共性のある私道で公道に準ずると認められるもの		100
6	消防団の施設用地		100
7	宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2	本来の目的に使用しない土地を除く。	100
			50
			墓地
			境内地

条に規定する神社，寺院，教会などの宗教法人が同法第 2 条に規定する目的のため使用する土地			
8 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校で 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人が設置するものに 係る土地	管理者又は職員等が 住居に使用する敷地 を除く。	75	幼稚園等
9 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業で 同法第 22 条に規定する社会福祉法人が 営する施設用地	管理者又は職員等が 住居に使用する土地 を除く。	75	老人ホーム，保育所 等
10 自治会などが所有 し，又は使用している 土地		75	集会所の敷地等
11 その他特に市長が 減免の必要があると 認めるもの		その都 度市長 が決定	

		する。	
--	--	-----	--